

## 食品事業者の表示適正化に向けた取組を支援する テキスト及び紹介動画を作成しました！

国内で製造される全ての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を表示することが義務づけられています（加工食品の原料原産地表示）。

農林水産省では、この原料原産地表示を始めとする原材料等に関する表示を、適切に行うための事業者の取組を支援するため、中小規模の食品事業者を対象に、製造工程の管理において注意すべきポイントやヒューマンエラーによる表示ミスから自らチェックする際のポイントを解説したテキスト及び動画を作成しました。日頃の品質管理・表示制度の取り組みのご参考としてご活用願います。

<農林水産省 Web サイトにて掲載>

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/kansa\\_kenshu.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/kansa_kenshu.html)

### 失敗しない！加工食品の原材料表示



【対象品目】農産加工品（食品事業者全般での活用が可能。）

【概要】食品事業者が、原材料表示の適正化に向けて、製造工程の各段階において管理する際のポイントを具体的に解説。

### 事例に学ぶ！食品表示ミス防止のチェックポイント～農産物・農産加工品編～



【対象品目】農産物・農産加工品（食品事業者全般での活用が可能。）

【概要】あらゆる現場で発生するヒューマンエラーによる軽微なミスについて、日常管理の中での注意点や内部監査のポイントを、実際の表示ミス事例をもとに解説。

(参考) 原料原産地表示については、以下のマニュアルを参考としてください。

「新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル」

(平成30年1月作成、平成30年11月改訂、令和2年7月修正)

農林水産省 Web サイト URL: [https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen\\_hyoji.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html)

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課  
トレーサビリティ企画調整班  
TEL: 03-3502-5716 (直通)